

平成28年 3 月23日

陳情第53号

小田原市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情書

## 小田原市正規職員採用試験等の制度改革に関する陳情書

### 【陳情趣旨】

1. 特定の年代の雇用情勢が特に劣悪であり、小田原市正規職員の年齢構成の偏りの是正のため、民間企業等職務経験者対象枠及び障がい者対象枠として、正規職員採用試験の年齢要件の撤廃又は大幅緩和をし、募集人数の大幅な拡充が必要である。
2. 中途採用者については、職歴加算があってもなお、同年齢及び同学歴の新卒採用者と生涯に渡り、俸給表の格付け及び役職等において差が埋まらないと言う、相当程度の冷遇ぶりに苦しめられており、これは看過できぬことであり、是正せねばならない。
3. ごく一部のものを除き、特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許を要する職種においても、特段、俸給表における格付け等について優遇されておらず、これは所謂悪平等であり、却って高度な人材と一般の人材との間で不公平な状況を生んでおり、職員の士気向上及びその他職場環境の整備拡充のためにも、厳正公正たる官公庁としても是正せねばならない。
4. 選考採用では、人物重視等を大義名分にして、結局は好き嫌い人事になるため、厳正公正な学科試験の点数を基調とした競争試験制度が望ましい。応募書類又は口述試験などの質問事項に、現在の受験者の能力又は責任に関係しない事項、例えば学歴の具体的な学校名、過去の職歴、家族構成（家族の職業など論外、民間企業でさえ禁止されている。）、信条などを一切、含めてはならない旨、厚生労働省から通達されているし、社会通念なので、これを順守するのは当然のことである。
5. 官公庁の正規職員の採用に関しては、法令及び例規により、実証に基づく成績・能力主義の厳正公正な競争試験制度を貫徹することが原則ではあるが、官公庁とて民間企業同様に、人選の自由が憲法により保証されており、地方公務員法の欠格事項非該当であっても、筆記試験の点数に関わらず絶対に欲しくない受験者に関しては、競争試験制度の例に拠らず、市当局が好きに採点できる論作文を問答無用で零点にして、安楽死の如く一次試験（筆記試験）の段階で不合格すべきである。助からぬ受験者に不要な期待をさせ、長期に渡り試験日程に身柄を拘束させ、無駄に足を運ばせ、一方で、口述試験で、収容所のガス室又は保健所のドリームボックスの如くフェイタリティを行った上での不合格では、受験者に甚だ不当な苦痛を与え、その人権を著しく蹂躪し、トラウマを植え付け、人格及び今後の人生を破壊するので、絶対に止めるべきである。
6. 専ら、職員の福利厚生に資する互助会の会費に、市民からの税金を充てることは、社会正義に著しく反するとともに、市民からの強い反感を買うので、止めるべきである。

### 【陳情項目】

下記事項について、市に対して強く厳しく働きかけられたい。

#### 記

1. 小田原市正規職員採用試験において、職員募集を民間企業等職務経験者対象枠（自営業、会社経営者、非正規雇用労働者又は公務員の経験を含む）及び障がい者対象枠（知的障がい者及び精神障がい者を含む）として別枠で実施し、併せてこれら総てについて、受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をし、募集人数を大幅に拡充すること。
2. 中途採用者（新卒採用者以外の者）については、数年程度かけて、段階的に、同年齢及び同学歴の新卒採用者との俸給表における格付けの差異を埋め、昇進等では特例措置により、昇格要件年数等の緩和をすること。
3. 特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許の所持者に対しては、俸給表における格付けを上乗せすること。
4. 正規職員採用試験における選考採用、最終合格前の心理学適性検査、提出書類の不要な情報の記載欄（学歴の具体的な学校名、過去の職歴、家族構成、信条）若しくは口述試験における質

問又はこれに類するものを根絶し、全募集における競争試験制度を貫徹させること。

5. 地方公務員法の欠格事項非該当にして4. の例に拠らず、どうしても採用したくない受験者がいた場合は、一次試験で不合格とすること。
6. 職員互助会若しくは互助組合の廃止又は会費の全額職員負担をさせること。

平成28年3月23日

小田原市議会議長  
武松 忠 様

提出者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1 - 7 - 27

小畑 孝平 ㊞